

IFRSをめぐる動向 第43回 金融資産と金融負債の分類および測定の見直し の概要(2012年4月までの動向)

I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。IASBは金融資産と金融負債の分類および測定に関する一部の項目について審議を再開しており、今回は、この内容を2012年4月までの審議状況を踏まえて解説します。また、本プロジェクトは、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)の共同プロジェクトとして審議されています。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

II. 金融資産と金融負債の分類および測定の見直しの背景

金融商品の会計基準の改善プロジェクトはIASBとFASBの共同プロジェクトですが、IASBはこの改善プロジェクトを3つのフェーズに分けて議論し、分類と測定の基準を先行して審議したため、IFRS第9号「金融商品」における金融商品の分類および測定の章(金融資産:2009年11月、金融負債:2010年10月)がまず公表され、残りのフェーズである減損およびヘッジ会計については現在、審議中です。一方、FASBは、2010年5月、金融商品の会計基準の改定に関する公開草案を公表し、その後、利害関係者からのコメントに基づき、現在、再考を実施しています(暫定的モデル)。その結果、金融商品の分類および測定について、IFRS第9号とFASBの暫定的モデルを比較すると多くの差異が認められます。

これに対して、2011年11月、IASBは、IFRS第9号の適用上の課題(特に、契約上のキャッシュ・フロー特性についての課題)、保険プロジェクトとの整合性、米国基準とのコンバージェンスの観点から、IFRS第9号の一部の項目につき審議を再開することを決定しました。また、2012年1月、IASBおよびFASBの両審議会は、金融資産と金融負債の分類および測定に関するコンバージェンスに向けた共同の議論をすることで合意しました。

III. 2012年4月までの見直しの概要

1. 現行のIFRS第9号の分類と測定

現行のIFRS第9号における金融資産の分類および測定は、ビジネスモデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて行われ、次の2要件を満たした場合に償却原価測定に分類されます。この際、最初にビジネスモデルの要件を検討し、次に契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を検討することになります。この2要件を充足しない場合には、純損益を通じた公正価値測定に分類されます。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルに基づいて、資産を保有する(ビジネスモデル要件)。

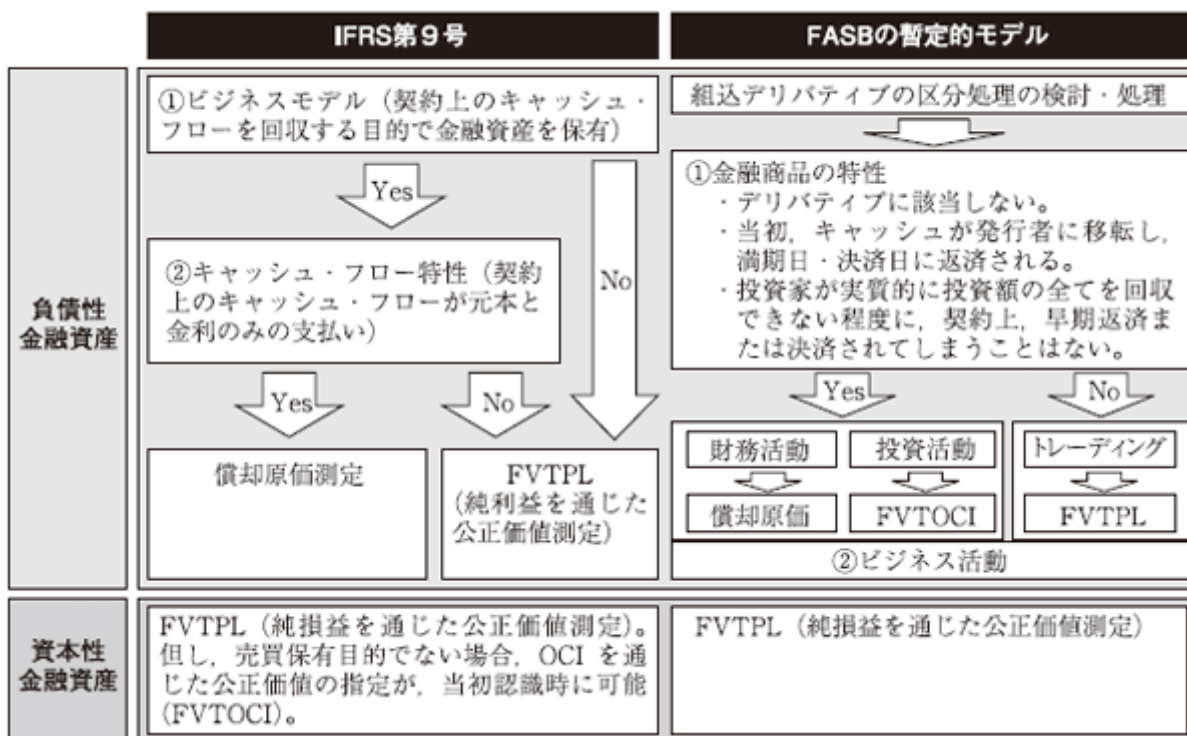
・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息(時間価値および信用リスクを反映した対価)の支払いのみからなるキャッシュ・フローが特定の日に生じる(契約上のキャッシュ・フロー特性の要件)。

負債性金融資産についていえば、上記の2要件を充足した場合に償却原価測定に分類されますが、会計上のミスマッチがある場合には、当初認識時に、一定の条件のもとで、純損益を通じた公正価値で測定する金融資産に指定をすることができます。この指定は、事後において取り消すことはできません。上記の2要件を満たさない場合には、純損益を通じた公正価値(FVTPL: Fair value through profit or loss)測定に分類されます。

資本性金融資産については、上記の2要件を満たさないため、FVTPL測定となりますが、例外として、当初認識時にその他の包括利益を通じた公正価値(FVTOCI: Fair value through other comprehensive income)測定に指定をすることができます。この場合も、事後において取り消すことはできません。

IFRS第9号とFASBの暫定的モデルの大きな相違は、負債性金融資産について、IFRS第9号では上述の2要件に該当する場合に償却原価測定とし、それ以外をFVTPL測定としています。FASBの暫定的モデルではビジネス活動に応じて償却原価測定、FVTPL測定、FVTOCI測定の3つに分類される点にあります。また、償却原価測定の分類にあたって、ビジネスモデル要件(FASB: ビジネス活動)および契約上のキャッシュ・フロー特性(FASB: 金融商品の特性)の要件につき、検討の順序が異なっています(図表1参照)。更に、FASBの暫定的モデルと異なり、IFRS第9号では組込デリバティブの区分処理をせず、複合金融資産の全体につき分類の検討をすることになります。一方、資本性金融資産は、IFRS第9号ではFVTPL測定とFVTOCI測定の2分類ですが、FASBの暫定的モデルではFVTPL測定の分類のみとなっています。

図表1 金融資産の分類および測定に係るIFRS第9号とFASBの暫定的モデルにおける主な相違



IASBとFASBは、上記の主要な相違点のうち、コンバージェンスに向け、負債性金融資産に焦点を当て、以下の項目の議論をすることにつき合意しています（詳細については後述）。なお、資本性金融資産については、現状、コンバージェンスすべき審議項目に含まれていません。

- (1) 契約上のキャッシュ・フロー特性の要件（FASB：金融商品の特性）について
- (2) ビジネスモデル要件（FASB：ビジネス活動）について（負債性金融資産に対するその他の包括利益を通じた公正価値測定についての検討を含む）
- (3) 組込デリバティブの区分処理について
- (4) 上記の議論の結果、金融負債に影響する項目
- (5) 開示、移行規定等、その他の関連する項目

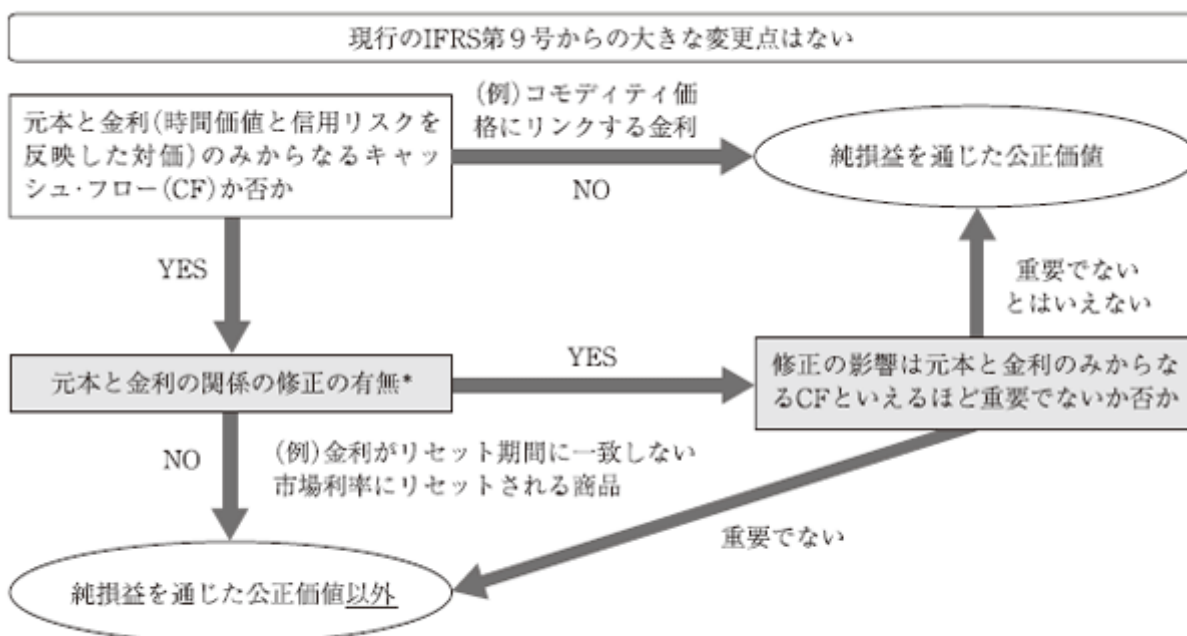
2. 再審議の内容

(1) 契約上のキャッシュ・フロー特性の要件について

契約上のキャッシュ・フロー特性について審議が行われ、両審議会は、IFRS第9号の考え方に一部修正をしたアプローチを暫定的に支持しました。具体的には、まず、元本と金利（時間価値と信用リスクを反映した対価）以外の要素が金融資産に含まれているか否かを検討し、含まれていればFVTPL測定に分類されます。例えば、金利がコモディティ価格や株価に参照して決定される場合、FVTPL測定に分類されることとなります。次に、契約上のキャッシュ・フローが、元

本と金利から構成される場合、それらの関係が修正されるか否かを検討します。この修正の例としては、金利更改日に1か月 LIBOR を3か月間適用する場合、金利にレバレッジ指標が組み込まれている場合、等が考えられます。そして、こうした修正を反映することによって、依然、元本と金利のみからなるキャッシュ・フローといえるほど、その影響が重要でないか否かを検討します。影響が重要ではないとはいえない場合には、FVTPL 測定に分類され、影響が重要でなければ、FVTPL 以外の測定（例えば、償却原価測定）に分類されます。最後に、契約上のキャッシュ・フローが元本と金利のみから構成され、元本、時間価値、信用リスクの関係が修正されていない場合、FVTPL 以外の測定に分離されることになります。現行の IFRS 第9号からの変更点は、元本と金利の関係の修正の有無についての検討が明示された点であり、現行の IFRS 第9号の実務上の適用課題の克服を図ろうとしています。

図表2 契約上のキャッシュ・フロー特性の検討フロー



*元本と金利（時間価値と信用リスクを反映した対価）の関係の修正をもたらす条項が含まれている場合、元本と金利のみからなるベンチマーク商品と比較し、差が重要ではないといえない場合には、純損益を通じた公正価値で評価される。

(2) ビジネスモデル要件について

再審議においては、金融資産のビジネスモデル要件のうち、償却原価測定のカテゴリに関するビジネスモデルについて検討されました。IFRS 第9号における償却原価測定に分類するためのビジネスモデル要件は、「契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産を保有する」ことですが、これは売却等を通じて金融資産の公正価値の変動から生じるキャッシュ・フローの実現を目的とするものではありません。従って、例えば、アセット・ライアビリティ・マネジメント、流動性管理等に基づき金融資産のポートフォリオを調整するために頻りに売却することは、このビジネスモデルの目的と整合しないこ

とになります。一方、FASBの暫定的モデルでは、顧客(債務者)のファイナンスのニーズに応え、手数料・金利の収入を生む財務活動に関連する金融資産が償却原価測定に分類されます。この財務活動には、顧客(債務者)からの契約上のキャッシュ・フローを実質的に全て回収すること、ならびに、債務不履行時における顧客との交渉によって信用リスクを管理できる能力が伴うこととされています。

IFRS第9号は金融資産の契約上のキャッシュ・フローの実現をどのように期待するかに焦点を当てていますが、FASBの暫定的モデルにおいては、金融資産の取得および管理における企業のビジネス活動に焦点を当てています。また、例えば、多数の投資家に保有されている負債性証券については、FASBの暫定的モデルでは、償却原価測定に分類されない場合があります。これは、債務不履行時に、発行者(債務者)と契約上のキャッシュ・フローを交渉する能力が十分ではないためです。

コンバージェンスに向けた審議の結果、両審議会は、IFRS第9号と整合したビジネスモデル(契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産を保有する)を償却原価測定のカテゴリとすること、また、どのようなビジネス活動が当該ビジネスモデルに該当するのか、当該ビジネスモデルの範囲内と認められる売却の内容・頻度について、適用ガイダンスを追加することを暫定的に支持しています。

(3) 組込デリバティブの区分処理を検討するか否か

両審議会は、①複合金融資産および負債の両方について組込デリバティブを区分処理しない、②複合金融資産については組込デリバティブを区分処理せず、複合金融負債については区分処理する(主契約と組込デリバティブが密接な関係にあるか否かで判断)、③複合金融資産および負債の両方について区分処理をする(元本と金利との関係から判断)の3つの案について検討しました。金融資産と金融負債との対称的な処理、区分処理を要請した場合の複雑性、等の観点から審議し、その結果、両審議会は、現行のIFRS第9号における組込デリバティブの取扱いと整合した②案の処理を暫定的に支持しました。すなわち、金融資産については組込デリバティブの区分処理を認めず複合金融資産全体について測定対象とし、一方、複合金融負債については、主契約と組込デリバティブが密接な関係にあるか否かを判断基準として、複合金融負債の組込デリバティブの区分処理の要否を検討することになります。

IV. 今後の動向

IASBおよびFASBの両審議会は、今後、主に、FVTOCIとFVTPLとのビジネスモデル、他の関連する項目(金融資産と金融負債との整合性、開示項目、移行規定等)を議論する予定です。

金融資産の分類と測定は、企業がどのように金融資産を管理しているかを反映させるべきであり、これはIFRS第9号の根本的な考え方です。また、償却原価法の目的は、元本と金利を見積残存期間にわたって回収することを前提に、実効金利法に基づき金利を各期間に配分することにあります。これを踏まえて、ビジネスモデル要件と契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を

どのようにあてはめるか、保有する負債性証券の管理の実態を適切に反映する分類と測定となるか、事前に検討しておくことは有用です。また、IASB の審議内容を継続的にモニターし、それとともに、公開草案等が公表された場合に、適切にコメントレターの提出や円卓会議等を通じて議論に参加していくことは非常に有益と考えられます。

なお、上記の審議内容は、暫定的な審議の経緯を説明したもので、今後、審議を積み重ねることにより変更される可能性もある旨、ご了承ください。